

看家広報

はなえみ

no.

125

Hanaemi Bimonthly
2019.01

公益社団法人
日本看護家政紹介事業協会

Special Interview

2019年の抱負を語る 戸荻利和会長

Bimonthly Report

これだけは知っておきたい Q&A

紹介所の取り組み

紹介所の家事支援サービスでの取り組み④

Special Interview

2019年の抱負を語る

日本看護家政紹介事業協会 戸荻 利和 会長



「介護、家事サービスニーズが増えてきて、紹介所に追い風が吹いています。いかに時流に乗るか」と語る戸荻会長。

家事サービス業務も 介護とともに2本柱に

戸荻 明けましておめでとうございます。

会員の皆様方には、日ごろから当協会の事業運営に、ご支援・ご協力をいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

本年も、看家紹介業の発展のために協会をあげて取り

組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

当協会では、ここ2、3年、介護サービスと家事サービスの業務を2本柱にしようという思いで取り組んでまいりました。

具体的な業務の内容について、1つは、家政士検定試験を2018年までに3回実施しました。2つめは、家政婦（夫）の方々が安心して働けるようにするため、就労環境、職場環境の整備に力を注いできました。



環境整備については、労災保険はこれまでは介護業務のみに適用されてきました。それが、2018年4月からは「労災保険の特別加入」として、家事全般に適用されるようになり、介護以外のサービスに従事する家政婦（夫）も皆さん加入できるようになりました。業務上の災害の補償の充実とともに通勤途上の災害についても適用されることになり、当協会の取り組みが実を結びました。

介護保険サービスの抑制で 介護、家事のニーズが増える

——協会の今後の方針についてお話しください。

戸荻 1つは、社会保障制度の大きな柱である介護保険の財政状況が年々厳しくなっていることについてです。

今年の10月には、消費税率を引き上げて10%にし、社会保障の財源を確保することになっています。しかしそれでも、社会保障制度の水準を維持することには相当の苦労が必要になってきます。

介護保険も、医療保険と並んで改革が必要な分野です。

具体的にいえば、要介護度の高い人に介護保険本体の財源を集中させていく。反面、要介護度の低い人や要支援の人たちには、介護保険のサービスから地域支援事業のサービスへシフトしていかざるをえなくなっています。

そのため、介護保険の時間内では利用できない介護サービスや介護保険外のサービスのニーズが増えてきます。

これからますます、介護保険によるサービスと介護保険外のサービスを効果的に組み合わせるなど、介護、家事サービス両方のニーズが増えてくるのではないかと考えています。

家事支援サービスニーズに 応えられるように使命感をもつ

戸荻 2つめは、「働き方改革」についてです。

安倍首相がすすめている「働き方改革」は、人口減少が続く中で、日本の社会経済の活力を維持するために、働く意欲のある人には1人でも多く働いてもらえるようにしよう、というのが最大の狙いです。

とくに働く意欲のある人の中で、

- ①若い人は子育てしながら働く。
- ②老親介護で離職をせずに介護と就労を両立する。
- ③がんや難病でも支援を受けながら働き続ける。

このような施策が「働き方改革」のメニューとして上がっています。こうした人々が働きつづけるために、家政婦紹介所や家政婦（夫）が家事支援サービスのニーズに応えられるようにしていくんだ、という使命感をもつことが重要だと思います。

競合する家事代行会社や介護サービス業者などの、民間事業者を紹介所も負けないように取り組む努力をしてほしい、と考えています。

当協会としても、より効果的な会員の支援に力を入れていくことが重要だと考えています。

厚労省受託事業実施で 事業自体の強化を図る

戸荻 3つめは、紹介事業自体を強化することが重要だと考えています。この3年間、毎年、2000万円強の委託



事業費を厚生労働省からいただいています。

増大する家事サービスに対するニーズを家政婦（夫）の利用に結びつけるためにはどのような方法や取り組みが必要なのか、また、家政婦（夫）として働くことを希望する人を増やし、養成するための効果的な方策はどのようなものかということを検討し、成果を得るために、求人者および求職者、さらには潜在的ニーズのある利用希望者、就労希望者に対するアンケート調査と家政婦紹介所へのヒアリング調査を行いました。その結果、求人者側には家政婦（夫）の利用モデルや利用に必要な金額などのイメージが明らかでないこと、求職者側には賃金をはじめ労働条件や仕事の内容についての知識がないことといった問題を解決することが必要なことが明らかになりました。また、実際にサービスを利用している方々の満足度は、家政婦（夫）が家事代行業者や介護サービス業者、育児サービス業者より高いこともわかりました。

協会では、こうした調査研究結果をもとに、家政婦紹介所の利用を促進するための会員紹介所向けのテキスト、いきいきと働くための家政婦（夫）さんおよび家政婦（夫）就労希望者向けのハンドブック、家政婦（夫）さんから行き届いたサービスを受けるためのポイントをまとめた求人者向けのパンフレットを作成するとともに、会員の紹介所長および家政婦（夫）に対するセミナー、ガイダンスを行ってきました。

昨年7月からは、協会広報誌『はなえみ』にヒアリング調査で収集した、家事サービスの利用促進や家政婦（夫）求職者の開拓・確保のための取り組みや工夫の事例をシリーズで掲載しています。会員の紹介所長さんにおかれましては、これらを参考に紹介事業の拡充強化に創意工夫していただきたいと考えています。

会員各所最大の悩み 家政婦（夫）の人材不足

——求職者の人材不足についてどのようにお考えですか。

戸荻 家政婦（夫）の人材不足については、「求人はいくらでもあるけれど、家政婦（夫）の確保ができない。紹介のサービスができなくなって経営を続けていくのが難しいのでやめる」という会員の方がいました。

事業を承継する紹介事業者はいないかと当協会でも探したのですが、当事者間の話し合いがまとまらず、廃業に至ったということがありました。

人材不足は、会員各所の最大の悩みの種だと思います。しかし、「介護は大変だけど、やりがいのある仕事だ」と考えている人も大勢いますから、コンビニや小売店などよりは家政婦（夫）として家事サービスするほうがやりがいがあると思う人に働きかけて、いかに求職登録していただけるかが重要だと考えています。

もう1つ、最低賃金が毎年引き上げられて、家政婦の時給との差が縮小してきていますが、サービス業や小売業などで働くよりは、賃金が高いことを広く認識してもらうようにすることが重要です。また、他人の家庭に入ることについて抵抗感を感じる人も少なからずいますから、こうした抵抗感をいかに払拭するかも課題です。

仕事中のトラブルや食い違いが起きたときに、紹介所、求人者、家政婦（夫）の間でお互いが納得できるよう、紹介所がいかに的確に助言や調整ができるかも重要です。



安心して喜んで働き続けられるような就労環境や人間関係について、紹介所が家政婦（夫）を育ててきちんとフォローし、バックアップしていく必要があります。

働きたいと思って紹介所に来た人が、実際に家政婦（夫）として働いてもらえるよう紹介所の機能・体制を整備していくことが重要と思っています。

短期間の「お試し就労」を実施するなどの工夫をして成果を上げている紹介所も増えています。あっ旋して終わりではなく、これまでの紹介所の業務のやり方から抜け出してさまざまな工夫や取り組みをしていくことを期待しています。

看家紹介事業について の情報戦略を展開する

——2019年は協会としてどのように事業展開をしていくか、お話しください。

戸川 家政士検定試験については、2016、17年度の2年間で372名の「家政士」が誕生しました。2018年度は、この2年間でほぼ同人数の340名の受験を見込んでいたのですが、実際には205名と3分の2にとどまりました。この3年間で紹介所として受験を勧めたり、自ら受験する意欲の高い家政婦（夫）の皆さんが大方受験されてしまっ

たということが考えられるので、今後は、まだ受験されていない家政婦（夫）の方々に検定試験を受ける意義やメリットをどう理解してもらうかが課題で、このあたりを検定運営委員会で議論しようと思っています。

あわせて、家事サービス業界や介護サービス業界で働いている人や主婦の人たちまで、受験者層をどのように広げるか。また、介護事業所を兼業している会員紹介所が7割ありますから、ここで働く職員の人たちに積極的に受験をしてもらうように働きかけていくのも1つの方法です。

2つめは、看家紹介事業の情報戦略の展開です。若い求人者、求職者は今やパソコンからスマホ、電子メールからツイッター、ラインなどのSNSへと情報手段が変わっています。協会も会員紹介所もホームページをより発信力のあるものに改善するとともに、スマホ対応にすること、SNSを活用した情報発信もすすめることが求められています。現に、私の若い知人は、共働きのため子どもさんの世話を頼むのにクラウドソーシングを利用したためかなり高額になってしまった。家政婦（夫）のほうがコストが安いということを知らなかったと悔やんでいます。時代の先を行くのは無理だとしても、時代に遅れずについていくことが看家紹介業にとっても必要です。

もう1つは、協会と会員紹介所の間の連絡手段を郵便やファックスなどの紙媒体から可能な範囲でウェブに変えていくことです。これにより協会と会員紹介所との意思疎通がより緊密になり、情報の交換・伝達が迅速化できますし、郵便コストや紙代が大幅に節約でき協会の財政状況の改善にもつながります。

これに関連して、2017年の職業安定法の改正により、2018年1月から紹介所に義務づけられた就職件数や手数料などの厚労省人材サービス総合サイトへの掲載、紹介責任者の厚労省人事労務マガジンへの読者登録について、協会では紹介所に代わりこれらの事務を行っています。



現在、人材サービス総合サイトへの掲載代行は51紹介所、人事労務マガジンへの代理登録は42紹介所について行っていますが、パソコン等の利用をされていない会員紹介所におかれては、いつでも受け付けていますので、協会に代行サービスの申し込みをしていただきたいと思います。このように協会では、会員紹介所に対しては、パソコン等の有無や利用状況にかかわらず、きめ細かい対応をすることを基本において、情報戦略に取り組んでいきますので、会員の皆様には安心してご理解、ご協力をお願いいたします。

3つめは、これも職業安定法改正により、職業紹介責任者について、「紹介所の従事者へ職業紹介に関する教育を行う」とされたことについてです。当協会では、法改正を契機にこれまで民紹協等により行われてきた「紹介責任者講習」を協会会員紹介所を対象に、協会自らの主催により昨年3月から実施しています。家政婦（夫）には労働基準法の適用が除外されていることによる就労適用の特殊性や求人者が個人家庭であることによる就労の実情などに即した内容の本当に役立つ講習とすべくテキストや講師を用意しました。これまで仙台、さいたま、東京、名古屋、大阪で計5回開催し、123名が受講されています。受講された方々からは「看家紹介業に即した内容で大変よかった」「理解度確認テストも看家紹介業関連の事項で自信をもって回答できた」など評価をい

ただいています。

紹介従事者の研修については、現在は民紹協が無料で行っていますが、2019年度で民紹協への国の委託費が終了し、2020年度からは有料化されることが見込まれることから、当協会としては、紹介従事者の研修のための教材の開発を本年中に行い、2020年にもテキストを印刷製本するとともに講師による講義をDVDで制作し、会員の紹介所に提供したいと考えています。

60代も70代も視野に 新規登録者として考える

——最後にひとこと、アピールをお話してください。

戸荻 政府は「働き方改革」の新しい取り組みとして、70歳までの雇用の実現を掲げ、そのための法改正などの動きが強くなっています。

高齢者が働くという社会的な意識が高まってくれば、家政婦（夫）の求職開拓をするにも60代70代も視野に入れて、新規登録者をめざしやすくなりますし、求人者への紹介に当たってもアピール効果が高まると思います。今でも、70歳台はもちろん、80歳90歳で元気に働いている家政婦（夫）さんが多いので、そのあつ旋や就労管理上のアドバイスのノウハウをもっている強みが生きますし、家政婦（夫）さん自身の励みや自信にもつながると考えられます。そういう意味でも、家政婦紹介所は時流に乗っています。風は紹介所に向いて吹いています。この追い風にいかに乗れるかです（インタビュー／編集委員長・清水保人 写真／古川敬三）。

profile* 戸荻 利和（とがり・としかず）

1947年埼玉県生まれ、東京大学経済学部卒。71年に労働省入省後、民間需給調整事業室長、大臣官房長、職業安定局長等を歴任し、2004年から厚生労働事務次官。07年～11年まで（独）高齢・障害者雇用支援機構理事長。2018年まで法政大学大学院客員教授、NPO法人 キャリア権推進ネットワーク理事長を務める。

第3回「家政士」検定試験を終えて

第3回家政士検定試験 無事に終了する

第3回家政士検定試験は全国で11会場において、2018年11月17日（土）、18日（日）にわたって開催され、205名の受験者が参加して行われました。

今回は初めて鹿児島で実施され、

近畿ブロックでは会場が神戸に変わりました。当日の受験者の状況は、下の表のとおりです。

また、各地の会場の試験の様子は、全国から送られてきた写真を8ページに掲載しましたので、ご覧ください。

試験に先立ち、検定試験前講習会が全国9会場で行われました。

検定試験前講習会に参加された受験者の皆さんが、試験当日には、自信をもって試験にチャレンジできると話されていたのが印象的でした。

なお、今回の家政士検定試験当日の様子を、神戸会場「三宮コンベンションセンター」で行われたレポートから取り上げてみました。

「家政士」検定試験 受験者状況

【受験者数】

会 場	受験人数
札 幌	11名
帯 広	5名
仙 台	10名
千 葉	14名
東 京	53名
横 浜	23名
静 岡	13名
名古屋	11名
神 戸	40名
高 松	10名
鹿児島	15名
合 計	205名

【性 別】

区 分	人 数	構成比
女	196名	95.6%
男	9名	4.4%



学んだことを今後の 実践に生かしてほしい

近畿ブロックでは、神戸市の三宮コンベンションセンターを会場に、家政士検定試験を行いました。

試験前日の2018年11月16日（金）には、近畿ブロックの所長さんに実技試験で使用するための掃除機を18時に持ってきてもらうなどし、実技会場の設営を行いました。

試験当日の17日（土）は、9時から28名の役員の方々が集合し、担当部署の確認を行って、9時半から受付を開始。午前中は学科試験を、午後からは実技試験を実施しました。

受験者の皆さんは、欠席者も遅刻者もなく、40名全員の方が受験しました。

参加された受験者の皆さんに試験後に感想を聞くと、「テキストから重要箇所をカードに書き写して勉強したので自信をもって臨めました」。実技試験について「普段やってることなのにあがってしまって、うまくできなかった」などとさまざまな表情で語ってくれました。

実技試験の開始前の説明で皆さん真剣にメモをとられていたのですが、最初の受験者はメモを確認する時間

もなく、ただちに受験会場に向かわれたので、開始時間をもう少し遅らせてもよかったのかなと感じました。

役員の方々は評価表チェック、後片づけ、反省会を終えて、お手伝いいただいた所長さんたちも、事故なく無事に終了したことにホッとひと息つき、解散しました。

受験者の皆さんには、今回家政士検定試験のために学んだことを今後の実践に生かしていただきたい。そして、合格することを願っています（近畿ブロック / 当協会副会長・徳野純子 記）。

厚生労働大臣認定

が家政士検定試験

生活支援パートナーのプロ「家政士」をめざそう！

学科試験： 11月 17日（土）
実技試験： 11月 18日（日）

会場： 三宮コンベンションセンター（全4号）

公団社団法人 日本看護家政紹介事業協会



神戸会場の様子



第3回「家政士」検定試験を終えて



◀ 札幌
▶ 帯広



◀ 仙台
▶ 千葉



◀ 東京
▶ 横浜



◀ 静岡
▶ 名古屋



◀ 高松
▶ 鹿児島



これだけは知っておきたいQ&A

特集「これだけは知っておきたい」シリーズとして、現実起きた紹介事業の事例から、このような事態が二度と起きないようにするための苦情対応のヒントを取り上げていきます。

日々の仕事の中で、「ヒヤリハット」することのないための参考になれば幸いです。

③仕事のやり方で失敗したりトラブルが生じたりした【家事編】……

Q7

家政婦が引っ越し後の掃除をした際、前から畳に薄く傷ついていたのを見つけて求人者に確認していただくつもりが、求人者が外から帰ってきたのが業務終了まぎわであつたので、家政婦は仕事を終えたことを伝えたのみで傷のことはいわずに帰ってしまった。求人者が傷に気づいて「掃除のときに傷つけられたので補償してほしい」と。

A7

傷がいつできたのか証明するのは難しいことです。気づいた時点で必ず求人者に伝えます。

その場で伝えられない場合は、メモを残したり紹介所へ連絡することで、気づいたという履歴を残すことができます。

また、「～するつもりだった」といっても、実際できなければ意味がありません。

家政婦は、一定の状況で仕事を行うわけではないので、うっかり忘れることもあります。

日ごろから求人者と家政婦で、連絡の手段を明確にしておきましょう。



アドバイス

法的観点からみると、職業紹介により、家政婦は労働契約で働いているので、このような場合、使用者は生じた損害のすべてを家政

婦に請求することはできないと考えられています（軽過失で5～30%、重過失で50～70%）。

また、家政婦は清掃業者ではないので、求人者の掃除道具を利用して通常の使用で生じた傷であれば、それは使用者である求人者が受忍すべき損害であり、もともと傷があつたか否かにかかわらず、家政婦が賠償する必要はありません。

Q8

水回りや居室の掃除、片づけを依頼され家政婦が冷蔵庫の中の大根の葉を必要ないものと判断して捨ててしまった。「冷蔵庫に入れておいた大根の葉が見当たらない。使おうと思っていたのに捨てられてしまった」との求人者からのクレーム。

A8

物の処分に当たっては、求人者に必ず聞いてから行うようにすることが基本です。

家政婦にとっては、廃材同然と思われるような食材が流し台に放置してあれば、破棄しても良い場合もありうるでしょう。

しかし、この場合、冷蔵庫に収めてあるので、廃材と決めつけてはいけません。

冷蔵庫に収めてあるのには、何かの理由があるのだと考えて、求人者に保存・破棄について、判断を確認する必要があります。

レシートが床に落ちている場合なども同様な例です。



アドバイス

業務内容について、紹介所は家政婦によく伝えることは必要ですが、個別の業務を遂行するに

あたっては、家政婦自身が判断しなくてはならない場面があると思います。

経験などにより、個人差はあると思いますが、その場、その場で、家政婦の判断が適切に行われるように、事例研究などによる研修が必要です。

また、求人先で物品を処分する場合のような重要事項については、判断をする基準として、マニュアル化することも効果的でしょう。

これだけは知っておきたいQ&A

Q9

ブランド品のシャツを洗濯したとき、ボールペンが入っているのを確認せずインクをこびりつかせてしまった。高価な品で同じシャツを買えず、替わりになりそうなシャツを購入してお詫びしたが、「こんな安物は着ていない」と求人者が怒りのクレーム。

A9

洗濯前に、ポケットの中身を確認することは基本的なことです。

家政婦は、こうした当たり前だと思う作業を常に意識できるようにすることが大事です。

もし、自分のミスによって事故が起きた場合は、すぐに利用者へ状況を説明し、謝罪をすることが必要です。

そのうえで、どのような対応を望

むのか、直接、利用者にうかがい、その対応の仕方について、紹介所にも確認してから、返答するようにしましょう。



アドバイス

法的観点からみると、家政婦はクリーニング業者ではないので、洗濯の際、求人者から明示的に確認するよう指示された場合などを除き、洗濯かごや洗濯機の中に入っ

ている洗濯物のポケットなどを必ず確認する義務が家政婦にあるとまではいえないでしょう。

また、求人者の落ち度が原因となっているならば、その損害すべてを家政婦が負うまでの必要はありません。

ただ、実際の場面では、まずは求人者の気持ちを汲みながら、こうしたことも伝えつつ、誠実な対応をしていくことです。

Q10

高齢の利用者にいつも同行して家政婦が年金の引き出しを行っていた。どしゃぶりの大雨の日に利用者が銀行へ行くといって聞かないのでやむを得ず暗証番号を聞いて家政婦1人で行き、引き出した年金と通帳を手渡して帰った。「ATMで年金が引き出されている。家政婦が勝手に引き出したのではないか」と利用者の息子から疑われた。

A10

銀行でのお金の引き出しに関しては、たとえ利用者からの要望があったとしても、のち

のち、問題が起きる可能性が多にあるので、基本的には家政婦1人での金の引き出しはお断りしたほうがいいでしょう。

どうしても引き出さなければならぬのであれば、必ずご家族がキーパーソンになる方から指示を仰ぐ必

要があります。

また、同行で行く際も日時、引き出した場所、金額、利用明細票などを、誰が見てもわかるように、ノートに書いたり貼ったりするなどの対応も必要でしょう。



アドバイス

よかれと思っての行為とは思いますが、ここまでしてでもその日に引き出さなければならない事情

があったのでしょうか。

暗証番号を聞く行為は、家族や第三者が聞いても「やむをえない」と思えるほどの緊急性が必要ではないかと思います。

家政婦のためにも、預金の引き出し、振り込みなどの行為は、求人者のみならず、家族など複数の承諾がなければできないとする旨を雇用契約書などに、明記すべきと考えます。

Q11

食材の買い物を依頼された際は、いつも求人者から品名や銘柄、指定の店などのリストを渡されていた。その日は、店に指定された銘柄の牛乳と豆腐がなく、家政婦は自分の判断で、別の銘柄のものを買ってきたところ、「自分の指示した品物と違うものを勝手に買ってきては困る」との求人者からのクレーム。

A11

自分の考えで勝手に判断しないことが重要です。紹介所は家政婦から状況確認し、求人者には家政婦が勝手に代替えを買ったことを謝罪していることを伝えよう。今後の家政婦の仕事の進め方のルール作りを提案しましょう。

求人者から買い物する店や商品が指定されている場合、店が閉まっている、あるいは品切れの場合はどのようにするのか、求人者に確認しておくといったことが考えられます。



アドバイス

悲しい結果ですが、お客

様からすれば、時間も金銭的にもまったくの無駄であり、「仕事」であればクレームも当然です。家政婦側から事前に申し出て、目的がかなわない状況となったときの（事前確認済みの）次の方法やその場で新たな指示をもらう手段などが準備されていて「プロの仕事」ではないでしょうか。

Q12

求人者不在時の家事の依頼を受け、家政婦はメモの指示どおりに郵便局の振り込みを終え振込票控えの入った封筒をテーブルの上に置いて帰宅した。翌日「振り込みはどくなかった、控えがない」との連絡が。家政婦が求人者宅のゴミ置き場を探したところ、間違えて捨てられていたことがわかったが、求人者は「家政婦が捨てた」とクレーム。

A12

求人者が不在の場合は、とりわけ慎重な対応が必要になります。紹介所と家政婦は、あらかじめ仕事の依頼内容を細かく聞いておくとともに、その確認方法についてもきちんと求人者から把握しておくことが重要です。

求人者はわずらわしいと思うこともあるかもしれませんが、それによってお互いに安心できることを伝えるとよいでしょう。

このケースでは、振込票の控えを封筒に入れていましたが、封筒に入

れてしまうと中身を確認する手間がかかるとともに、中に入っているかどうかも見逃しやすいことも事実です。

まずはわかりにくい置き方をしてしまったことは謝罪し、これを機会に、今後はどのように対応すればよいかを話し合う必要があります。



アドバイス

直接お客様に報告できず真意が伝わらない。よくあるケースだと思います。

当然、仕事を依頼した人だから、現物だけ置いておけばわかるだろう

との思い込みです。

「家政婦が捨てた」はおまけでしたが、伝票の渡し方が悪かったですね。

求人者と家政婦との間で、同じ認識に立てるよう、「依頼と結果」をノートやボイスレコーダへ記録し、直接話ができなくてもしっかり伝わる、伝える工夫で「きっちり」としたパフォーマンスを示せたらと思います。

【当協会発行『ヒヤリハット集』から抜粋】



INFORMATION

行政のうごき

» 「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀が行われる日を休日とする法律案」が成立

☆2019年のゴールデンウィークは10連休

2018年11月13日に第197回臨時国会へ内閣府から、天皇の即位の日および即位礼正殿の儀が行われる日を休日とする「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀が行われる日を休日とする法律案」が提出され、12月8日に参議院本会議で可決・成立しました。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法を踏まえた天皇の即位に際して、国民がこぞって祝意を表するため、即位の日および即位礼正殿の儀が行われる日を休日とする必要があるというのが、この法律案提出の理由です。

趣旨は、次のとおりです。

国民こぞって祝意を表するため、即位の日および即位礼正殿の儀が行われる日を休日（祝日の扱い）とする。

概要は、（１）休日とする日の特定 ・天皇の即位の日（2019年5月1日（水））および即位礼正殿の儀が行われる日（同年10月22日（火））を休日とする。（２）その前日および翌日が「国民の祝日」である日は休日になっていますから、2019年のみは4月30日（火）、5月1日（水）、2日（木）が休日になります。施行期日は公布日です。

» 「食品表示法の一部を改正する法律案」が成立

2018年11月9日に第197回臨時国会へ内閣府から、「食品表示法の一部を改正する法律案」が提出され、12月8日に参議院本会議で可決・成立しました。

提出の理由は「食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項について食品表示基準に従った表示がされていない食品を回収する食品関連事業者等に回収に着手した旨お

よび回収の状況の届出を義務付ける等の措置を講ずる必要がある」となっています。

消費者庁では次のとおりに述べています。

「食品衛生法」では、食品リコール情報の届出を制度として位置付けています（2018年6月13日改正法公布、公布後3年以内に施行予定）。

そして、今回の「食品表示法の一部を改正する法律案」では、食品関連事業者等が食品の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない食品の自主回収を行う場合には、行政機関への届出を義務付けること。消費者へ向けて、食品リコール情報を速やかに提供することで、対象食品の喫食を防止し、健康危害を未然に防ぐことができます、と述べています。

» 「水道法の一部を改正する法律案」が成立

第196回通常国会から継続審議となっていた「水道法の一部を改正する法律案」は、2018年12月6日の衆議院本会議で可決・成立しました。

同法案は、自治体の水道事業の経営基盤を強化するため、事業の統合や施設の共同化を促すほか、自治体が施設を所有したまま運営権を民間事業者へ委託する「コンセッション方式」（※）を導入しやすくする規定が盛り込まれています。

また、国が自治体の事業計画を審査する許可制にし、料金設定も国がチェックする仕組みにする、とされています。

※コンセッション方式（Concession）とは、空港や上下水道といった公共施設の所有権を国や地方自治体が有したまま、運営権を民間事業者に与える仕組みのことをいいます。運営権を得た企業は利用料金を設定・徴収し、収入を事業運営に充てます。生み出された収益は出資者への配当に回すことができます。



INFORMATION

看家協会のうごき

当協会への「寄附金」のお願い

当協会は、看家紹介事業の発展および看護師・家政婦（夫）の就業機会の拡大・確保のために、さまざまな事業を展開しております。

これらに必要な資金は、おもに会員の皆様からの会費および家政士検定の受験料などの事業収入で賄われています。

今後、さらに事業の拡大・拡充を図るために、本年も会員の皆様方にご寄附をお願い申し上げます。

皆様からお預かりする寄附金は、当協会の「寄附金等取扱規定」に則り、有効に使用させていただきます。

なお、公益社団である当協会への寄附金は、所得税・法人税の控除の対象となりますことを申し添えます。

▶労災保険特別加入制度へ家政婦（夫）

（家事支援従事者）も加入できます

これまで、介護関係業務に限られていた労災保険の特別加入制度の対象範囲に「家事支援サービスに従事する家政婦（夫）」が追加されて、2018年4月1日から家政婦（夫）も加入できるようになりました。具体的には、「炊事、洗濯、掃除、買い物、子どもの日常生活上の世話と必要な保護その他家庭において日常生活を営むのに必要な行為」が追加され、合わせて特別加入保険料率が1000分の6から1000分の5に引き下げられました。

▶「人材サービス総合サイト」登録代行サービスと「厚労省人事労務マガジン」配送サービスのご案内

紹介所は就職者数・手数料等を「人材サービス総合サイト」（厚生労働省）へインターネットで掲載すること、職業紹介責任者は「厚労省人事労務マガジン」に読者登録することが2018年1月から義務づけられました。

そこで当協会では、会員紹介所に代わって次のような掲載事務の代行と人事労務マガジンへの代理登録および記事の配送サービスを行っております。

◆人材サービス総合サイトへの手数料等の登録代行サービス

(1)希望する会員紹介所は、厚生労働省の需給調整事業課から通知のあった①ユーザーID、②パスワード、③前年度の就職者数等を当協会にお知らせください。①～

③とともに④手数料表の写しをご送付ください。

また、パンフレット等の掲載を希望する場合には、当該パンフレットなどを合わせて当協会にご送付ください。

(2)1回の登録につき500円（税込）をお支払いいただきます。また、パンフレット等の掲載には別途500円（税込）をお支払いいただきます。

◆厚労省人事労務マガジンへの代理登録および記事の配送サービス

(1)希望する会員紹介所は、職業紹介責任者（複数の場合は主任クラスの人を1名）の氏名を記載した「配送代行サービス申込書」を当協会にご送付ください。

(2)当協会は、各紹介所に代わり人事労務マガジンに読者登録をし、配信された人事労務マガジンの記事のうち職業紹介関連記事を選別してFAXまたは郵便で送付します。

(3)年間（2019年1月～12月まで）の配送料として、FAXの場合は3000円（税込）、郵送の場合は3800円（税込）をお支払いいただきます。

◆当協会のサービスを利用するメリット

(1)厚生労働省公認のサービスですから、労働局の指導監督の際に当協会のサービスを利用している旨を説明いただければ適切な対応と認められます。

(2)サービスは、協会事務局で行いますので、民間事業者に委託する他の団体や民間企業等が行うサービスと比べて安心・安全なのでぜひご利用ください。

紹介所の家事支援サービスでの取り組み

4

D家政婦紹介所の場合（東京ブロック） 監修：久保村日出男

厚生労働省からの委託事業「家事支援サービス分野における求人・求職条件等調査事業」（平成29年度）によるヒアリングで収集した、家政婦（夫）紹介所の12の事例について、シリーズで取り上げていきます。

今回は、東京ブロックのD家政婦紹介所を紹介いたします。



D家政婦紹介所は都内にあり、居宅介護支援事業、通所介護事業、自費サービス事業等を兼業しています。紹介事業では、利用のための金額は長く利用を続けてもらえるように設定しており、「求人者にはよいサービスを、家政婦（夫）にはよい給料を」と紹介事業のメリットを生かすようにして行っています。

❖求人者を訪問して求人内容の確認・提案

求人者開拓は、地域包括支援センターとケアマネジャー、病院をおもな対象にしていますが、口コミが一番多いそうです。求人の依頼があれば、必ず職員が事前訪問して、実際に現場を見て、求人内容の確認やいろいろな提案などを行っています。そして、初日には求人者宅へ紹介責任者が同行するようにしています。

就業後は、求人者へのフォローアップを定期的に行い、何か希望があったら言ってくださいと伝えています。

家政婦（夫）の利用方法としては、週1回で、2～3時間の形態を売りにしています。家政婦（夫）は、短時間で入ったほうが仕事につながりやすいそうです。

❖就労前研修、自主的勉強会によりスキルやサービスを向上

求職者の募集は、新聞の折込広告や地域密着型求人サイトへの掲載、ポスティング、お友達紹介キャンペーンなどで行っています。地域密着型求人サイトの反応が一番よく、応募してくる人の質もよいそうです。また、家政婦紹介所として掲載しているの

で求人者が問い合わせしてくる効果もあるようです。

家政婦（夫）の登録面接時に、家事が得意なのか、介護が得意なのかといったA4で1枚のアンケートをとっています。仕事が決まったときには、1時間超の研修を行い、相談事があったときの対応や、賠償責任の話もします。また、ヒヤリハット、感染症などとテーマを毎年変えて年に4～5回フォローアップ研修を実施するほか、家政婦が（夫）が発起人となって事例の交換を行うなどの自主的な勉強会も行っており、悩みの共有や仲間意識につながっています。

❖家事サービスに求められるもの

家事サービスは、普通の主婦のレベルより少し上のプロの仕事のレベルを要求されるようになっていきます。そこで家政婦（夫）の質のグレードアップの研修を行いたいと考えており、また、家政士の資格を活かすことで仕事を増やせないかと思っているそうです。

介護関係の仕事の依頼が増えてきていますが、訪問介護サービスを依頼されても、家政婦（夫）として紹介したほうが的確なサービスができると紹介責任者が判断したときは切り替えを提案するようにしています。家政婦（夫）は仕事の範囲も広く自由度があり柔軟に対応できるからです。紹介所としてのブランドを作ること、そのために必要な教育などをしっかりと行うことをめざしていきたいとしています。それによって家政婦（夫）にも喜んでもらえるし、社会貢献にもつながるのではないかとのことです。



投稿欄

★家政婦の体験談を通して感じること

ケース①一人暮らしの利用者で「今まで自分で出来ていたことができなくなった」と家政婦への見守り依頼があった。

利用者は死に向かう恐怖で毎日不安な日々を過ごしていた。

家政婦は偶然にも自身の親と同じような境遇であったことから親の話をしてみたところ、利用者は不安な心の内を話し始め、「話をしてくれて有難う、気持ちが楽になった」と言ってくれた。

ケース②軽度の認知症の利用者を介護する家族より依頼があった。

同居家族が仕事のため日中不在となり、「物がなくなった、どこにある？」などと勤務先まで連絡があるため、言い争いが絶えなかった。家政婦に来てもらう事で利用者の「心配ごと」が減り、「家族間で前向きに話し合えるようになった」とお礼を言われた。

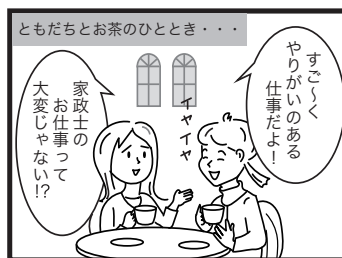
こうした報告を受けて、家政婦の一層のスキルアップが必須であることやセミナーや研修の機会を増やし、「家政士検定試験」の合格者には更なる心得として研修することを期待します（H・M）。

★みなさまからのお便りをお待ちしています!!

お便りでご意見やご要望などは、看家協会事務局（E-mail：post@kanka.or.jp）、ミズ総合企画（E-mail：mizmail@sepia.ocn.ne.jp）まで、郵送の場合は下記住所宛にお寄せください。

編纂委員会（50音順）

古賀道、渋谷洋子、◎清水保人、高橋和子、望月幸代



編・集・後・記



明けましておめでとうございます。昨年は家政士検定試験が全国11の会場で行われました。ご協力下さった皆様お疲れ様でした。今号の戸町会長の2019年の抱負をお読み頂けましたでしょうか。介護サービスと家事サービスのニーズが増大している追い風の今、何をすべきかを会長にお話頂きました。家政士検定試験も今年で4回目の実施となります。何が皆様のお役に立てるのが、広報委員会も走りながら考えていきます。今年も皆で良い年にしていましよう！（編纂委員長・清水保人）

はなえみ125号

Hanaemi Bimonthly 125

2019年1月25日 発行

発行：公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会

〒162-0064 東京都新宿区市谷仲之町3-2

TEL：03-3353-4641 FAX：03-3353-4326

URL：http://kanka.or.jp/

E-mail：post@kanka.or.jp

制作協力：株式会社 ミズ総合企画

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷3-27-4 ナカヤビル202

TEL：03-5467-4530 FAX：03-5467-4282

E-mail：mizmail@sepia.ocn.ne.jp



Kanka Calendar



2月 february きさらぎ

1 金
2 土
3 日 節分
4 月 立春
5 火
6 水
7 木
8 金
9 土
10 日
11 月 建国記念の日
12 火
13 水
14 木
15 金
16 土
17 日
18 月
19 火 雨水
20 水
21 木
22 金
23 土
24 日
25 月
26 火
27 水
28 木

3月 march やよい

1 金
2 土
3 日
4 月
5 火
6 水 啓蟄
7 木
8 金
9 土
10 日
11 月
12 火
13 水
14 木
15 金
16 土
17 日
18 月 彼岸
19 火
20 水
21 木 春分の日
22 金
23 土
24 日
25 月 はなえみ126号発行日
26 火
27 水
28 木
29 金
30 土
31 日



森下仁丹

125th

お蔭をもちまして2018年2月11日森下仁丹は 創業125周年を迎えました
 これまでのご愛顧に感謝申し上げますと共に 引き続きのお引き立てを 衷心よりお願い申し上げます